

子どもの権利条約に関する
「第4・5回統合」群馬県・市町村
アンケート調査結果
【基礎データ】

かけがえのない、いのち、人権、自由を子どもに

群馬子どもの権利委員会

〒371-0026 前橋市大手町 3-1-10 群馬県教育会館 3F

Tel. 027-235-8876

<https://gkodomom.fc2.page/>
jimukyoku.gccr@gmail.com

子どもの権利に関する第4回群馬県および県内市町村アンケート調査結果

【基礎的事項】

- 1 アンケート調査実施時期： 2020年9月から2021年3月
- 2 調査依頼対象自治体： 群馬県および県内全市町村（調査時35市町村）
- 3 回答をいただいた自治体： 群馬県+10市・7町村
(21年3月31日時点での回収率51.4%)
- 4 回答をいただいた自治体の「回答・記載担当部署」
 - 1 群馬県： 生活子ども部生活子ども課、教育委員会事務局総務課
 - 2 前橋市： 市民部生活課、福祉部福祉課・子育て支援課・障害福祉課、
教育委員会事務局総務課・学校教育課・青少年課・総合教育プラザ
 - 3 高崎市： 福祉部子ども家庭課
 - 4 桐生市： 子どもすこやか部子育て支援課、教育委員会教育部
 - 5 伊勢崎市： 企画部広報課
 - 6 太田市： 福祉子ども部子ども課
教育部教育総務課
 - 7 館林市： 教育委員会総務課・生涯学習課・学校教育課
 - 8 渋川市： 福祉部福祉子ども課、教育部生涯学習課
 - 9 富岡市： 教育委員会学校教育課
 - 10 安中市： 総務部企画課
 - 11 みどり市： 保健福祉部子ども課
 - 12 吉岡町： 教育委員会学校教育室
 - 13 中之条町： こども未来課、住民福祉課、教育委員会
 - 14 南牧村： 住民生活部保健福祉課、教育委員会事務局
 - 15 嬭恋村： 教育委員会
 - 16 川場村： 教育委員会事務局
 - 17 板倉町： 福祉課
 - 18 大泉町： 企画部多文化協働課

5 回答をいただけなかった市町村

沼田市、藤岡市、榛東村、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、昭和村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、邑楽町

【質問項目別・回答内容一覧】

1 子どもの幸福や権利にかかわる職務は、どの部署で行っていますか。

(a) 例えば「子ども課」といった専門の部署があれば、その部署名と業務の内容は。

高崎市

- こども家庭課：子育て支援施策の企画及び調整、児童福祉、児童手当、ひとり親家庭及び寡婦福祉、子育てなんでもセンター、放課後児童クラブ、児童館等の児童福祉施設に関すること

桐生市

- 子どもすこやか部（子ども・子育て専門部局）
 - 子育て支援課：児童福祉に関する事項（保育所・児童手当等）
 - 子育て相談課：母子保健に関する事項（児童虐待等）
 - 青少年課：青少年に関する事項

伊勢崎市

- 福祉こども部子育て支援課：
 - 1 児童福祉法に基づく母子保護等の実施に関すること。
 - 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子及び父子家庭自立支援に関すること
 - 3 子育て支援（子ども家庭相談支援センターを含む）に関すること
 - 4 児童福祉関係団体の指導育成及び連絡に関すること
 - 5 放課後児童健全育成事業に関すること
 - 6 児童手当、児童福祉手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること
 - 7 交通遺児入学・卒業祝金、出産祝金及び小学校入学準備金の給付に関すること

太田市

- 福祉こども部こども課：児童福祉に関わる全般業務

吉岡町

- 健康子育て課子育て支援室：児童福祉、児童保育、子育て相談等

中之条町

- 教育委員会こども未来課：保育所・幼稚園・学校に関すること

(b) 専門の部署がなければ、どの部署でどんな職務を扱っていますか。

群馬県

- 生活こども課：生活こども部内の総務・企画・予算等の総合調整、少子化対策 等
- 私学・子育て支援課：私立学校教育振興、子ども・子育て支援制度推進、児童手当支給、児童会館運営、子どもの貧困対策推進、保育施設支援、保育事業振興、保育資質向上、児童福祉施設等指導監査 等
- 児童福祉・青少年課：児童相談、児童虐待防止対策、里親、母子保健対策、ひとり親家庭支援、青少年育成 等

前橋市

- 市民部：人権にかかわる総括
- 福祉部：民生委員児童委員、子ども手当・児童扶養手当の支給、児童虐待対応、同和問題

- 教育委員会事務局：就学奨励（援助）費の支給、いじめ、不登校、虐待等の問題行動、生涯学習における人権教育、学校における人権教育

館林市

- 教育委員会生涯学習：人権教育推進、青少年の健全育成指導
学校教育課：学校教育の総合指導

渋川市

- 福祉部こども課：家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会、保育所・幼稚園、放課後児童クラブ、子ども・子育て支援事業計画、他児童福祉事業業務全般]
- 福祉部地域包括ケア課：民生委員児童委員協議会、障害児福祉計画、他社会福祉事業業務全般。地域の子どもたちが、元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援等を行う民生委員・児童委員の活動支援
- 教育委員会学校教育課：小中学校教育に関すること
生涯学習課：人権教育、青少年健全育成に関すること

安中市

- 保健福祉部子ども課：児童福祉関係業務
- 教育委員会学校教育課：学校関連取りまとめ等

みどり市

- 保健福祉部こども課：児童福祉全般
- 教育部学校教育課：学校教育全般
- 総務部企画課 等：人権教育・啓発等

中之条町

- 住民福祉課 少子化・子育て対策係：子育て支援、児童虐待防止、児童福祉、放課後児童対策、児童手当等
福祉係：障害児福祉、福祉医療等

南牧村

- 保健福祉課福祉係：児童福祉
- 教育委員会：学校教育、社会教育
- 住民税務課：人権相談

嬭恋村

- 教育委員会：学校教育関係
- 住民福祉課：上記以外

川場村

- 無回答

板倉町

- 福祉課子育て支援係：子育て支援に関すること

大泉町

- こども課：保育園、幼稚園、児童館、学童保育、児童手当、特別・児童扶養手当等
- 教育指導課：学校経営に関すること、就学指導に関すること、幼児教育に関すること
- 多文化協働課：人権施策事業の企画及び調整に関すること
- 福祉課：生活困窮者に関すること、民生（児童）委員に関すること

2 国連子どもの権利委員会の日本政府に対する「第4・5回最終所見（2019年3月5日発表）」に関して、国や県から何らかの情報や通達がありましたか。

◎ A あった：ゼロ

B なかった：県・8市・5町村

確認できてない・不明：1市1村

無記入：1市1村

(a) あった場合、どのような形でどのような内容でしたか。

(b) なかった場合、どのようにして「第4・5回最終所見」の情報を得られましたか。

群馬県：得られていない

前橋市：インターネット、ウェブサイト等で情報を得た。

高崎市：今回のアンケート調査にて

桐生市：インターネット等で確認

伊勢崎市：本アンケートにより

太田市：無回答

館林市：インターネット。ウェブサイト等

渋川市：無回答

富岡市：本アンケート

安中市：児童相談や子どもの貧困など、各々の業務に関連情報として県より提供はあるが「第4・5回最終所見」との申し添えはない

みどり市：無回答

吉岡町：インターネットで見ました

中之条町：得ていない

南牧村：無回答

嬭恋村：無回答

川場村：無回答

板倉町：インターネットにより確認した

大泉町：情報は得ていない

3 「子どもの権利条約」や「第4・5回最終所見」を、どのようにして住民に知らせていますか。

(a) どのような形で広報や普及を行っていますか。とくに子どもに対してどのように取り組まれていますか。

群馬県：特になし

前橋市：住民を対象としたお知らせはしていません。ただし、人権教育において児童生徒への人権啓発を行っています（生活課）

高崎市：特に実施していない

桐生市：実施していない

伊勢崎市：特になし

太田市：無回答

館林市：社会人権指導者養成講座や人権セミナーで、子どもの権利条約について触れてい

ます

渋川市：無回答

富岡市：社会科の学習等、各校で行う人権集会・人権集中学習の機会、パンフレットの学校配布等

安中市：市ホームページにて「子どもの権利条約」について掲載している

みどり市：無回答

吉岡町：特に行っておりません

中之条町：特に行っていない

南牧村：無回答

嬭恋村：広報は特に行っていない

川場村：無回答

板倉町：特に住民に知らせていない

大泉町：特になし（こども課）

人権週間などの学習で「子どもの権利条約」に触れている（教育指導課）

(b) 小冊子などの印刷物を発行されている場合、その「題名」と内容は。（できれば1部いただきたく存じます。

群馬県：なし

前橋市：無回答

高崎市：特になし

桐生市：実施していない

伊勢崎市：無回答

太田市：・特にありません（こども課）

・発行していない（教育総務課）

館林市：無回答

渋川市：無回答

富岡市：無回答

安中市：無回答

みどり市：無回答

吉岡町：発行しておりません

中之条町：無回答

南牧村：無回答

嬭恋村：無回答

川場村：無回答

板倉町：発行していない

大泉町：なし

4 行政担当職員、保育所・幼稚園・学校・児童クラブ等関係職員、社会教育関係職員、民生児童委員などに、どのような研修をしていますか。

(a) 「子どもの権利条約」や「国連最終所見」をテーマにした研修を行っている場合、いつ、どのような内容で。

群馬県：・児童相談所の職員等を対象にアドボケイト（子どもの意見表明権の保障）制度

の研修を行う予定（児童福祉・青少年課）

・教職員及び社会教育関係職員に対する研修は実施していない。（教育委員会）

前橋市：条例や勧告をテーマにした研修は行っていません。なお、人権にかかわる研修は、各担当課で行っています。

高崎市：実施していない。

桐生市：無回答

伊勢崎市：地区別人権学習会（10月）：「子供の人権」のテーマの中で、「子どもの権利条約」について触れている。

太田市：特に行っておりません。（こども課）・（教育総務課）

館林市：権利条約や国連最終所見をテーマにした研修は、行っておりません。

渋川市：教育委員会学校教育課：特に行っておりません。

富岡市：行っていない。

安中市：行っていない。

みどり市：無回答

吉岡町：行っておりません。

中之条町：特に行っていない。

南牧村：無回答

嬭恋村：検討中

川場村：無回答

板倉町：特に行っていない。

大泉町：特に行っていない。

(b) 上記以外の「子どもの人権」に関する研修を行っている場合、いつ、どのような内容で。

群馬県：・「子どもの人権」をメインテーマにした研修は行っていないが、全国統一の内容で実施する放課後児童支援員研修の一部で子どもの権利に関する基礎知識を学んだり、保育所等職員の資質向上のためのキャリアアップ研修で子どもの虐待について触れたりしている。（私学・子育て支援課）

・《総合教育センターで実施した教員向け研修》（教育委員会）

講座名： 講義名

（※は実施する計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度は中止となったもの。）

①基幹研修

※幼稚園等新規採用教員研修：園における人権教育

※初任者研修(小・中・高・特支)：人権教育と男女共同参画への理解

初任者研修(小・中)：より良い人間関係を築くための学級経営

※初任者研修(高・特)：人権教育のワークショップ

②指定研修

※新任副校長・教頭研修：人権教育の推進

※新任事務長研修：学校における人権教育の推進

※新任生徒指導主事研修：発達障害を抱える生徒の理解と対応

※このほか、各教育事務所において地区別人権教育指導者研修会を年2回実施する中で、「子どもの人権」をテーマとした講演会や演習を実施。

- 前橋市：・学校や各団体からの要請に応じて、インターネット上の人権や、いじめに関連した人権にかかわる研修を出前講座で行っています。【青少年課】
- ・「子どもの人権」に関する研修は、主に、節目研修、人権教育研修、人権教育授業研修、出前研修等の機会に実施しています。内容としては、児童虐待の早期発見・防止、いじめの予防等の諸課題に対する対応について研修を行っています。【総合教育プラザ】
- 高崎市：実施していない。
- 桐生市：・毎年5月の人権教育主任会にて：人権問題全般について（教育委員会）
- ・人権教育出前講座を市内の全小学校で実施：各小学校年1回「いじめ」「仲間はずれ」等（教育委員会）
- 伊勢崎市：・伊勢崎市教育委員会では、教職員が子供の人権を尊重するための知識・態度を身に付けたり、人権意識を向上したりできるように、人権教育主任会・講演会（8月）、中堅職員対象の学校経営研修（7月・8月）を実施している。
- ・なお、群馬県教育委員会主催の人権教育に関する研修会にも、全ての学校から参加させ、教職員の人権意識の向上に努めている。
 - ・また、集会所事業の一つとして、人権啓発活動推進のため、夏休みに親子で人権DVDの視聴と体験活動を通して参加者の交流や人権についての学習に取り組んでいる。参加者は親子に限らず、行政担当職員、児童クラブ職員、社会教育関係職員、区長等が参加している。親子ビデオシアター（8月）
- 太田市：令和3年度に児童虐待防止講演会を実施予定。（こども課）
- 館林市：行政担当職員、幼稚園・学校教諭、社会教育関係職員を対象に、人権全般にかかる社会人権指導者養成講座を11月に実施しています。また、教職員を対象に、県の重要課題11項目について夏季研修会を実施しています。
- 渋川市：・こども課
- 幼稚園：教育委員会主催の人権講習会への参加
 - 放課後児童クラブ：子育て支援センター主催の研修に参加している。運営者・支援者に向け子どもの人権をテーマとした研修会を開催予定。
 - 民生委員児童委員協議会：全体研修実施〔令和2年度内容：①要保護及び準要保護の就学援助制度について）、②映画「みんなの学校」鑑賞（子どもの穏やかな育ちを支えていくために、学校と地域の連携のあり方について理解を深めることを目的に実施）〕
- ・教育委員会
 - 学校教育課：市内全ての各小中学校において、人権教育に視点を当てた、授業および授業研究会を行っている。
 - 生涯学習課：市役所の新任職員研修のなかで人権教育についての講義を行っているほか、新任教職員を対象とした「人権映画と講話の会」や市民を対象とした「人権教育講演会」など、子どもの人権を含め幅広く人権について学ぶことができる機会を提供している。
- 富岡市：県や市主催の人権教育に関する研修会（広く人権に係る実践発表や講和等）
- 安中市：行っていない。
- みどり市：無回答
- 吉岡町：行っておりません。

中之条町：児童虐待防止に関する研修（令和元年度（R2. 2. 25）放課後児童クラブ職員を対象に実施）

南牧村：無回答

嬭恋村：無回答

川場村：1月27日 「SDGsと人権」の中で、子どもの労働について

板倉町：特に行っていない。

大泉町：無回答

5 「子どもの権利条約」や「国連最終所見」が重視している「子どもの意見表明権の尊重」を、どのように受け止め、どのように取り組んでいますか。

(a) 子どもが思いや願いを自由に言えるよう、どのような方策を講じていますか。

群馬県：・児童相談所一時保護所では、定期的なアンケート実施、意見箱の設置、児童が毎日書く日記帳、担当指導員による週1回の児童面接、保護所心理士による相談日を設けている。（児童福祉・青少年課）

・児童自立支援施設では、投書箱の設置や苦情受付担当者への相談制度を設けている。また、入所時に「子どもの権利ノート」の小冊子を示し、投書箱や第三者委員についての説明をしている。（児童福祉・青少年課）

前橋市：・各学校の方策としては、意見箱や質問箱を設けています。また、日常のチャンス相談に加えて、スクールカウンセラーが相談を受けられるように特設の教育相談機関を設け対応しています。さらに中学校では、生活ノートを活用して日ごろの思いなどを担任に伝えたり、「少年の主張大会」を実施し、自分の考えを広く周囲に伝える機会を設けています。【学校教育課】

・各学校では、全教職員によるきめ細かな観察、生活記録の交換、毎月1回以上実施しているいじめアンケート等を通して、子供の悩みを把握しています。また、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携し、相談体制の充実に努めています。【青少年課】

高崎市：特になし。

桐生市：子ども議会等を開催

伊勢崎市：日常的に子供一人ひとりの人格を大切にし、教師と子供、子供同士が認め合い、高め合っているような人間関係づくりを重視している。また、学校では、主体的・対話的な学びを中核に据え、すべての教育活動において、自分の考えや思いを表現できるようにしている。

太田市：・心理士や教育相談員を配置（こども課）

館林市：小学生を対象に「子ども議会」、中学生を対象に「少年の主張大会」を実施し、子どもたちが意見や提案を発表する機会を設けています。また、11月～12月に人権擁護作品を募集し、代表を市役所にて展示しています。

渋川市：・保育所・幼稚園：常に子どもとの触れあいや関わりを持って信頼関係を築き、子どもの高さで主張を傾聴し共感するように心掛けている。（こども課）

・中学生が日頃感じていること、考えていることを伝える機会として、「少年の主張渋川市大会」を開催している。（生涯学習課）

富岡市：教職員の資質向上に向けた校内・校外の研修、学校訪問による指導

安中市：児童相談において、子どもと面談等の機会があれば、環境に配慮し、信頼関係の構築に努めるなど、ゆっくり気持ちを聞き出せるよう取り組んでいる。

みどり市：無回答

吉岡町：授業や行事、進路指導等の中で、子どもの意見や考えを尊重しながら進めていくこと。

中之条町：特に行っていない。

南牧村：無回答

嬭恋村：アンケート調査の実施

川場村：無回答

板倉町：特別に方策は講じていない。

大泉町：子どもたちを認める指導を基本として学校経営・学級経営等を行っている（教育指導課）

(b) 子どものための施設（学校、児童館など）の建設や運営に、子どもがどう関わっていますか。

群馬県：子どもが直接関わることはないが、日頃子どもに関わりのある児童指導員の意見を聴取している。（児童福祉・青少年課）

前橋市：赤城少年自然の家などの青少年向け施設において、利用者アンケートを行っています。（青少年課）

高崎市：学校等の建設については、アンケート等により意見を反映させている。また、運営に関して子どもたちから意見箱などを活用して意見を聞いている施設もある。

【市教委】

桐生市：建設・運営にはかかわっていない

伊勢崎市：学校では、学校生活の充実と向上を図るため、各学校で工夫しながら、児童会活動や生徒活動が中心となり、教育活動の運営に参画している。児童館では、来館する利用者のご意見等を参考に、利用者が来館しやすい環境作りに努めている。

太田市：地域や学校からの要望、そして長寿命化計画など総合的に判断して学校施設の建設（修繕）を行っており、子どもの要望＝保護者（学校）や地域の声として関わっている。（教育総務課）

館林市：建設や運営について特に関わりはありませんが、上記（子ども議会・少年の主張）の中で意見を聞く機会を設けています。

渋川市：教育委員会が所管する「高校生の放課後自習室」では、高校生が運営委員となり、自習室の利用にあたってのルールづくり、快適に利用できるための方策について検討している。（生涯学習課）

富岡市：特別活動を中心として自治的な活動を行っている。

安中市：児童館の設置なし。

みどり市：無回答

吉岡町：特になし

中之条町：施設はない

南牧村：無回答

嬭恋村：無回答

川場村：無回答

板倉町：特に関わっていない。

大泉町：関わっていない。

6 新型コロナウイルス感染症予防対策を実施するにあたり、子どもの権利を守るためにどのようなことに留意しましたか、あるいは留意していますか。

(a) 様々な自粛要請に従って対策を実施する際に、子どもや保護者へどのような説明を行い、子どもや保護者の意見をどのように集約しましたか、していますか、あるいはする予定ですか。一斉休校についての説明や意見を聞く機会など、学校での具体例があれば。

群馬県：・児童相談所一時保護所や児童自立支援施設内においては、子どもに対して手洗いうがいなどの感染防止対策を周知し、それに関して子どもから意見があれば、その意見を踏まえ、各施設内で対応を検討している。また、児童自立支援施設では、子どもの安心安全を守るために、保護者との外出時には保護者に対して行動記録・体温計測などを依頼し、同意の上、提出いただいている。(児童福祉・青少年課)

・本年3月上旬に開始した臨時休業は、国からの要請を受け、児童生徒の健康・安全を第一に急遽、実施した。今般、本県が定めるガイドラインに新たな判断基準を設け、市町村別に警戒度を設定できることとした。ご家庭には、児童生徒の健康・安全を守るため感染防止に向けたご協力を引き続きお願いしつつ、専門家チームの判断を踏まえてやむを得ず県立学校の休業等の措置をとる場合は、学校を通じて速やかに保護者等へお知らせしたい。(教育委員会)

前橋市：本市では3月の一斉休校に入る前に臨時校長会議を招集し、休業中の生活の仕方や学習の進め方などについて指示を行いました。また、2日間の準備期間を設定し、担任から学習面や生活面の指導を行えるよう配慮しました。子供の預かりが必要となる家庭をアンケート調査し、対応しました。市教委が一斉休校に関する保護者あての通知を作成し、学校を通して配付を行いました。保護者全員からの意見集約や説明会は設けていません。【学校教育課】

高崎市：一斉休校については、保護者から手紙やメール、電話で意見を承った。意見の共有はしたが、集約はしていない。【市教委】

桐生市：一斉休校の際は、保護者へ書面を配布し説明を行った。子供へは、各学校の教諭から説明した。学校再開の際には、保護者へ学校再開に向けてのガイドラインを作成し周知を図った。さらに、学校再開したのちの学校生活についてはマニュアルを示し、理解と協力を依頼した。

伊勢崎市：電子メール、web ページ、学校通信、電話等を利用し、学校は子供や家庭へ説明をした。また、電子メール、電話、登校した際に直接聞き取るなどして、子供や保護者の意見を集約した。

太田市：学校内で、また保護者への通知や連絡メール等で周知。

館林市：学校再開後の学校での児童生徒への聞き取り、相談員やスクールカウンセラーの活用

渋川市：・保育所・幼稚園：登園自粛の要請や臨時休園の措置は市長を発信者として保護者に通知し、併せて、真にやむを得ず家庭での対応が困難な場合における希望保育の実施をお知らせする。園の従事者は、保護者の来園や電話による問い合わせに丁寧に対応する。

・放課後児童クラブ：運営代表者を対象に会議を開催し、預かりが必要な子どものため開所していただくよう要請した。市長名で利用自粛の要請を保護者に通知した。

・学校教育課：休校や登校日についてメールやインターネットを使ったアンケートを通じて知らせる等行った。

富岡市：学校HP・メール・学校だより・通知等での説明や紙面・オンラインによるアンケートの実施

安中市：学校からのおたよりやメール、電話により、情報提供をこまめに行った。修学旅行や運動会等の大きな行事については、市教委、学校、保護者代表が集まった会議の場で協議し、保護者の意見も参考にしながら方針を決定した。各学校では、学級での話し合いをするなど子どもの意見を反映させて、感染症対策をしながら活動できる方法を考えたものもある。

みどり市：保護者宛の通知によって説明をし、保護者からの問い合わせが学校や教育委員会にあれば丁寧に回答している。

吉岡町：子どもや保護者には、メールで一斉休校についての連絡や説明を行った。学校や教育委員会への問い合わせについてはその都度、お答えするとともに、メール連絡により全体に周知した。修学旅行や校外学習については学年ごとの保護者説明会を開き、アンケートをとるなどして実施に対しての方向性を探った。

中之条町：保護者への説明は書面にて行った。保護者からの意見は各学校に寄せられたものについては各校から情報提供を受けた。子どもの実態は本町独自のアンケート調査にて把握した。

南牧村：学校行事の内容変更については、その都度、保護者会等を設け理解をいただいたうえで実施。一斉休校については、子どもや保護者への説明や意見徴収は書面で実施。

嬭恋村：村教委で作成した文書を配布

川場村：文科省の通達通り、学校長から保護者へ通達

板倉町：保護者へ通知し、仕事を休んで子どもを見れる家庭は登園自粛の願をした。

大泉町：学校において、PTA代表者から意見を聞く機会を設けている。教育委員会においても、各学校のPTA代表者から意見を聞く機会を設けた。(教育指導課)

(b) 様々な自粛要請に従って対策を実施することによって、子どもたちの生活や遊び・遊びが規制されたり、失われたりしていることに対して、どのように対応しましたか、していますか、あるいはする予定ですか。増加が懸念されるいわゆる「コロナいじめ」についてもお聞かせください。

群馬県：・児童自立支援施設では、感染防止対策の観点から、外部からの出入りは制限することはあったが、施設内においては、感染防止に留意の上、できる限り通常どおりの生活、学習が続けられるよう努めた。新型コロナウイルス感染症に関連しての児童同士のトラブルはない。(児童福祉・青少年課)

・学校行事については、感染対策を徹底し、時期や実施方法を変更した上で行った。コロナいじめについては、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を持たせ、子どもたちの間に偏見や差別が生じないようにすること、特に、地域や身近に感染者が出た場合等、憶測で噂をしたり、差別的な言動をしたりすることがないように指導するよう、通知や協議会等で依頼している。また、県立学校では、生徒が目標を持ち、前向きに生活することができるよう、リーフレット「学校の再開に向けて」を作成・配布し、指導に活用するよう指示した。(教育委員会)

- 前橋市：・障害児通所施設に対して、感染が確認された学校に通学している子ども等に対し、通所の受け入れ拒否や他の児童や保護者による誤った認識等による不当な差別や偏見等が生じぬよう、できる限りの理解や丁寧な説明を行うよう通知しました。【障害福祉課】
- ・休校中、一人で家庭で過ごすことが困難な児童に対して、学校での預かりを実施しました。各学校園においては、新しい生活様式のもと児童生徒の安全安心な学校生活を確保した上で、学習を行うとともに遊びをしています。6月の学校再開前に臨時校長会議を招集し、新型コロナに関する正しい知識を学ばせることや差別や偏見、いじめにつながるために道德教育の充実を図るよう指示をしました。【学校教育課】
 - ・コロナ禍における差別や偏見に対する啓発リーフレットを作成・配布しました。また、親子で話し合う機会を設ける予定です。【青少年課】
- 高崎市：一斉休校中、居場所づくりのため学童クラブと連携し、体育館等の開放を行った。教育委員会において「コロナいじめ防止ポスター」を作成し学校へ配布・活用している。【市教委】
- 桐生市：一斉休校中、各校に対し、新型コロナウイルスの正しい理解、差別や偏見いじめ等についてのリーフレットや資料を配布し注意喚起を行った。また、スクールカウンセラー等の積極的な活用を各校に依頼した。さらに、学校再開後は、偏見や差別いじめ等についてきめ細かな見守りを組織的に行うよう各校に依頼した。
- 伊勢崎市：学校では、身体的な接触が制限されている中でも、意図的に児童生徒の頑張りを褒めたり、成長を認めたりする教師の働きかけを積極的に行うことにより構築される温かい人間関係づくりを基盤にして教育活動を実施している。また、学校再開後に行われる授業では、年間に予定している学習内容を全て学習する。その際、各教科等の指導内容を重点化し、教育課程の見直しを図るとともに、行事等の精選により授業時数を確保する。
- 太田市：校長会等で新型コロナに「うつらない、うつさない、うつっても責めない」をスローガンに周知（家庭にもプリントで配布）し、校内で徹底するよう呼びかけている。
- 館林市：学校生活に関するアンケート」の実施によるいじめの早期発見
- 渋川市：・保育所・幼稚園：園で行われる日常的な活動や定例の行事は、基本的な感染症対策の実施と集団感染のリスクへの対応を徹底し、必要に応じて規模の縮小や参観者の制限を行うなど工夫して、原則として実施する。感染症患者の発生時に、保護者に対して、不当な差別、偏見又は誹謗中傷などを行うことのないよう、市長を発信者とする文書にて注意喚起する。
- ・放課後児童クラブ：「新しい生活様式」に対応したメニューを新たに考え、実施している。運営者に対し、差別を助長することのないよう、また冷静に対応するよう通知した。
 - ・学校教育課：各校で児童生徒向けに定期的にアンケートを行い、子どもたちの心情に寄り添うようにした。
- 富岡市：子どもの健康・安全を第一にしつつ、でき得る限り子どもの学びを保障できるよう、各学校で知恵を出し合い、工夫して教育活動を実施している。空き教室やスペースを使用しての少人数学習、広い教室への変更、密を避けるために休み時間の校庭使用を学年ごとに設定、オンラインを利用した授業や朝礼、行事の時間短縮・内容精選 密にならない運動や遊びの紹介等々、工夫している。「コロナいじ

め」については、教職員が高い意識をもって、いじめが起きないように常時指導を行ったり、青少年赤十字の資料を活用して指導したりしている。

安中市：休校中は、各学校が子供の実態に合わせた課題を出した。また、家庭と各担任が電話等で連絡を取り合い、不安を取り除くことができるよう努めた。学校再開後は、安全に学校生活を送れるように、各学校への消毒液やマスク等の衛生用品の配布を行った。新型コロナウイルスの感染拡大に関して誤った情報を信じることなく、思いやりの行動がとれるような人権教育の指導を早期に行うように学校へ依頼し、全校がコロナいじめを防ぐための授業を行った。現在も継続して指導すると共に、毎月行われている「児童生徒の問題行動に関する月例報告」の情報で実態把握をしている。

みどり市：感染症対策を講じた上で学校生活にできるだけ支障のないよう学習、生活できるようにしている。設備の消毒や、活動の場所や活動方法の工夫をすることで子どもへの影響が少なくなるようにした。コロナウイルス感染症に関連するいじめについては、他のいじめと同様、日々の子どもの観察、アンケートの実施などにより、きめ細かな実態把握、スクールカウンセラーによる相談体制の充実により未然防止に努めている。しかし、新型コロナウイルス感染症に関わる誹謗中傷や、いわれのない差別や冷やかし、からかい、医療従事者にかかわる差別などの影響も考えられることから、これまで以上にいじめや差別についてきめ細かな指導を行っている。また、市のいじめ問題対策連絡協議会で情報交換を行ったり、いじめ防止子ども会議のテーマとして取り上げて話し合ったりして、新型コロナウイルス感染症に関わる差別やいじめに対し、各学校で取り組んでいく。

吉岡町：一人一台端末、夏休みのオンライン学習会 等

コロナいじめに対しては、道徳の授業の中で人権について扱うことで対応

中之条町：コロナウイルスに対する正しい知識と心の教育が必要と考え、各小中学校で吾妻保健福祉事務所衛生係長による講演会を実施した。

南牧村：本村は年少人口が約2%と少なく高齢者が多い村である。その中でも児童生徒は約1.4%と少なく、学校生活では様々な行事を取りやめることなく縮小しながら実施させている。今後も同様の方向。 コロナいじめについては、本村は小さな村なので感染者が出た場合すぐに特定されるため、校内の朝礼や道徳教科等で感染者の誹謗中傷をしないよう継続した指導を行い、意識付けが重要であると考ええる。

嬭恋村：「コロナいじめ」については懸念されるため、コロナについて正しい知識を指導

川場村：感染症対策をしっかりと行った中でできる範囲の行事を行う、放課後の遊び場や学び場等の確保。

板倉町：国全体での緊急事態のため、子どもたちだけでなく、全国民の生活等が規制されたため、新型コロナウイルスが感染拡大しないこと、人命優先を第一とし、遊びや学びが規制されることは仕方ないとする。

大泉町：・散歩場所の制限、全園児での会の縮小、年中、年長児の食事の仕方の工夫など、毎日の保育のなかでは、やり方を考えて進めた。保護者が関わる行事は中止せざるを得ないが、10月になって、運動会と保育参観は規模を縮小、短時間の中で実施できた。「コロナいじめ」というような考えは持たないよう周知し、指導している。差別・偏見等は人間性の問題である。(こども課)]

・様々な制約がある中で生活したり学習したりしている児童生徒の取組を認めた

り、励ましたりしている。どんないじめも許されないことを指導するとともに、各学校において、新型コロナウイルスについての正しい理解を促す学習活動を設定した。(教育指導課)

(c) 新型コロナウイルス感染症予防の影響で、仕事を失ったり経済的に厳しい状況におかれたりした家庭や自粛生活における子どもの家庭生活状況などをどのように把握し、対応しましたか、していますか、あるいはする予定ですか。

群馬県：・ひとり親家庭については、児童扶養手当受給者に臨時特別給付金を支給するとともに、家計が急変する等により、収入が減少した世帯にも、各市町村に申請を行うことにより、給付金を支給している。(児童福祉・青少年課)

前橋市：・国の制度である生活保護事業及び生活困窮者自立支援事業等を実施しています。
【社会福祉課】

- ・障害児通所施設において、新型コロナウイルスに感染症により通所を自粛する場合の電話等による代替的支援を認めることで、家庭の孤立化防止や支援が途切れないようにしました。また、代替的支援を行った場合の利用者負担等についても補助を行う予定です。【障害福祉課】
- ・各家庭の経済状況の把握を市としては行いませんでしたが、新たに経済的に厳しくなった家庭への対応として就学援助制度の申請方法の工夫を行いました。臨時休業期間中の子どもの家庭生活状況については電話や家庭訪問等で確認しました。【学校教育課】
- ・臨時休業中の望ましい過ごし方について資料を作成し、各家庭に配布して心身の健康の保持増進に努めました。自宅で留守番をするときのポイントを資料にまとめ各家庭に配布し、防犯意識の向上を図りました。【青少年課】

高崎市：各学校が子どもの様子を丁寧に観察し、家庭生活の変化について把握に努めた。コロナウイルス感染が心配で欠席している子どもの家庭と連絡を密にして、学校の情報を提供したり家庭の様子を把握したりしている。【市教委】

桐生市：家庭生活の状況については、保護者との連携を密にしながら、各学校において担任等による保護者や児童生徒からの聞き取りなどで把握している。

伊勢崎市：子供の生活状況について、学校は教育相談や日常の観察などにより、異変を把握している。異変を把握した場合には、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携するなど、適切に対応している。また、教育委員会では、家計が急変した世帯への修学援助の案内を全家庭に配布したり、市のホームページに掲載したりするなどにより周知し、前年の所得のみだけでなく、急変後の家計状況などを勘案し、柔軟に対応している。

太田市：社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度をご案内

館林市：お米券・金券の配布、タブレットの貸出

渋川市：・保育所・幼稚園：電話などの直接的な対話のほか、お便り帳も活用して、保護者との意思疎通を図っている。

- ・家庭児童相談室：電話や訪問による聞き取りを行い、支援策を案内する。
- ・学校教育課：休校期間は、家庭訪問や電話連絡を通して、健康状況や学習状況を確認した。また、家庭での見守りに困難がある場合は学校で見守りをした。就学援助費の支給基準を見直し支援が届きやすいようにした。

富岡市：無回答

安中市：本人からの相談、民生委員などの地域住民からの情報提供

みどり市：休校開けに全生徒児童への面談を実施し、夏休みにも教育相談、面談を行った。

児童生徒の学校生活での小さな変化を見逃さず、家庭と密に連絡を取ることで子どもや家庭の実態把握に努めている。スクールカウンセラーを活用し児童生徒、保護者との相談の機会を確保した。またスクールソーシャルワーカーの活用により、状況によって経済的に困窮する家庭と関係機関をつなげられる体制を整えている。

吉岡町：生活のことでお悩みのある方向けの相談窓口を吉岡町社会福祉協議会に開いている。県で実施している低所得世帯向け生活費等の必要な資金の貸し付けを行う生活福祉資金貸付制度の対象を拡大して、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で生活資金にお困りの方への特例による貸付を実施している。

中之条町：学校が臨時休業期間中、子どもの居場所が確保出来ない家庭に対し、学校を開放し、学校で預かれるようにした。

南牧村：休校中の子どもの家庭生活状況については、定期的に担任の教員が児童生徒の自宅に電話連絡を行い状況把握を行った。

嬭恋村：各地区役員さん等住民からの情報提供による

川場蔵：無回答

板倉町：無回答

大泉町：・児童扶養手当受給者（R2年6月分支給者）に対して、1万円分の商品券を支給（こども課）

・学校での児童生徒の変化を注意深く見守り、必要に応じて声をかけて状況を把握した（教育指導課）

7 放射線被曝から子どもを守るために、どのような取り組みをしていますか。

(a) 子どもの甲状腺エコー検査などの健康診断を実施していますか。その内容と実績を具体的に。

群馬県：なし

前橋市：実施していません。

高崎市：実施していない。【健康課】

桐生市：実施していない。

伊勢崎市：実施していない

太田市：していない。

館林市：無回答

渋川市：無回答

富岡市： 無

安中市：行っていない

みどり市：無回答

吉岡町：実施していません

中之条町：実施していない

南牧村：実施していない

嬭恋村：エコー検査は実施していないが、内科検診で触診している。

川場村：無回答

板倉町：特に健康診断での検査は行っていないが、町の医療機関で甲状腺外来を診察可能

なクリニックがあるため、必要に応じて診察を依頼することも可能と考える。

大泉町：特に実施していない

(b) 子どもに関わる施設での、食べ物、水、土壌などの残留放射能検査を実施していますか。その内容と実績を具体的に。

群馬県：なし

前橋市：学校給食で使用する食材については、調理前食材検査を実施しています。平成28年までは、各学校で定期的に空間放射線量の測定も行っていましたが、現在は教育委員会としては把握をしていません。【総務課】

高崎市：・学校、公園、保育所等を中心に月2回実施している【一般廃棄物対策課】
・小中学校の校庭における放射線量を毎月測定し、安全性を確認している。また、地域性を考慮し市内小中学校から3校を抽出のうえ、学校プール水の放射能を測定し、安全性を確認している。なお、小中学校及び幼稚園、特別支援学校における学校給食については、専門業者への委託による放射性物質検査を行い、食材の安全性を確認している。【市教委】

桐生市：市民生活部環境課が年に4回、各幼稚園、小中学校、商業高等学校の空間放射線量モニタリングを実施している。

伊勢崎市：【学校給食】調理場で作っているおかず類については各調理場が当番制で毎日放射能検査を実施している。ごはん及びパンは学校給食会から購入しているが、ごはんについては年1回、パンについては年3回学校給食会が放射能検査を行っている。双方において今までの検査結果が基準値以上であったことはない。

【学校】年2回（6月・12月）に市内7地点において、地上1メートル地点の放射能を検査している。

【児童館】放射線量の測定を年2回実施し、測定結果を市のホームページに掲載している。

【公・私立保育所等】毎月、食材の残留放射能検査を実施している。

太田市：市内学校給食の安全確認のため、平成24年より放射性物質測定検査を行い、市ホームページ上に公開している。

館林市：幼稚園・学校の給食の食材について3ヶ月に1回実施しています。

渋川市：保育所・幼稚園：年2回（6月と12月）園庭中央部で高さ3段階（0、50cm、1m）の放射線調査を実施している。

富岡市：昨年度（平成31年度）まで、年2回校庭の放射線量の測定を行った。また、学校給食の食材の線量測定を実施した。

安中市：無回答

みどり市：市内の小・中学校、保育施設、幼稚園、公園その他の施設の空間放射線測定を定期的に行っているほか、学校給食や保育施設の給食、水道水に関しても検査している。

吉岡町：実施していません

中之条町：以前は毎月行っていた学校給食の食材の残留放射能検査を現在では学期に1回実施している。

南牧村：・東日本大震災の原発事故後、県で実施した放射線量測定で保育園給食の検査を

実施していた。(保健福祉課)

- ・5、6年前まで、校内及び校庭において線量測定実施。現在は実施なし。(教育委員会)

嬭恋村：水道については、平成29年度まで実施していた。

川場村：対象施設(20~30か所)の空間放射能調査、土壌、土砂等の仮置き場の調査、地下水の調査等。

板倉町：小学校及び保育園の給食食材(H29年度まで)、水道水(H26まで)に含まれる放射線検査を実施。現在は町内小学校内についての空間放射線量測定を実施。群馬県による農産物等の検査結果により安全性を確認している。

大泉町：特に実施していない

8 「子どもの貧困」の問題にどう対処していますか。

- (a) 無料学習塾、子ども食堂などの実態をどのように把握し、どのような支援をしていますか。

群馬県：・各市町村への照会により把握。新規開設時の補助や食材等に関する企業とのマッチングによる支援。(私学・子育て支援課)

- ・一般財団法人の母子団体に委託して、ひとり親家庭の子どもを対象とした無料学習支援事業を実施している。(児童福祉・青少年課)

前橋市：・把握は行っていませんが、学校教育課では、地域寺子屋事業を行い、子どもの学習に対する支援を行っています。【学校教育課】

- ・前橋市社会福祉協議会が中心となって実態把握に努め、情報を共有しています。【子育て支援課】

高崎市：特に関わっていない。

桐生市：活動団体に対し、桐生市こどもの居場所づくり応援補助金を交付している。

伊勢崎市：県のホームページ等により情報を把握している。

太田市：子どもの学習支援については、就学援助世帯の小学校5年生、6年生、中学生の児童生徒に対し、学習の場を提供。また、子ども食堂支援については、無料または安価で食事を提供する食堂運営団体に対して経費の一部を交付している。

館林市：公民館では、子ども食堂へ貸館し、減免対応している

渋川市：民生委員、行政、社協等からの情報提供により把握。支援していない。

富岡市：無回答

安中市：子ども食堂については、運営団体の代表と市の関係課や社会福祉協議会と連絡会議を開催している。

みどり市：子ども食堂に関して、群馬県からの情報や「桐生・みどり地域子ども食堂情報交換会」での情報交換などにより状況把握しているほか、各種補助金やフードドライブ等の案内をしている。

吉岡町：無回答

中之条町：無料学習塾については、県の施策で行っています。子ども食堂については、令和元年度にNPO法人が、試行的に始めましたが、利用者がいなかったことから、現在では行っていません。

南牧村：無回答

嬭恋村：社会福祉協議会で子ども食堂を実施している

川場村：無回答

板倉町：子ども食堂はなし。無料学習塾は町で実施しているものはないが、県で行っているものへの参加を促している。

大泉町：・県の学習支援事業の委託を受けているNPOと連携し、学習支援に参加している生徒を把握するとともに、開催時に訪問して情報交換を行っている（教育指導課）

・子ども食堂は町内4カ所で実施しており、実施団体と行政で会議体を設置し、現状把握や情報交換等を行っている。各団体が充実した活動となるよう補助金の交付や広報紙・ホームページの掲載などの支援を行っている。（福祉課）

(b) 生活困窮家庭の子どもに対して、どのような援助措置をしていますか。

群馬県：生活困窮者自立支援法に基づく学習・生活支援（私学・子育て支援課）

前橋市：・就学援助制度【学校教育課】

・世帯に対して国の制度である生活保護事業及び生活困窮者自立支援事業等を実施【社会福祉課】

・児童扶養手当【子育て支援課】

高崎市：経済的な理由で就学が困難な家庭に対し、奨学資金を無利子で貸与する奨学資金制度をはじめとし、援助を行っている。【市教委】

桐生市：無回答

伊勢崎市：ひとり親家庭等に対して児童扶養手当及びひとり親家庭等福祉手当を支給している。

太田市：・学習支援、就学援助、奨学金制度（こども課）

・就学援助制度。給食費や学用品、修学旅行費などの一部を援助。（教育委員会）

館林市：小中学校における要保護・準要保護制度を設けています。

渋川市：子どもの学習支援事業（生活困窮者自立支援事業）、日用品・文房具等実費徴収補足給付事業

富岡市：就学支援事業の実施

安中市：ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免

みどり市：基準に当てはまる家庭に対して、就学援助費を支給している。

吉岡町：就学援助制度により、経済的な理由で就学が困難な小・中学生の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。援助項目は、学用品費・通学用品費・新入学用品費・修学旅行費・児童生徒会費・PTA会費・部活動後援会費・学校給食費・校外活動費 等

中之条町：学校：要保護準要保護、少子化子育て対策：ひとり親家庭などに学童保育所の利用料の軽減

南牧村：児童扶養手当、生活保護、税免除

嬭恋村：要保護・準要保護就学援助費を支給している

川場村：無回答

板倉町：国や県の制度に基づいた措置

大泉町：・就学援助制度（教育管理課）

・定期的にひとり親家庭に対し、食糧支援を実施している。また、子ども食堂や学習支援を開催し、貧困による影響などが起きないように援助している。（福祉課）

9 児童虐待・DV、いじめ・体罰、自殺などの問題に、どのように取り組んでいますか。

(a) これらの問題の実態把握、救済措置、相談制度、予防策などの、内容や実績を具体的に。

- 群馬県：・5年に一度実施している「男女共同参画に関する県民意識調査」において、DV被害・加害経験、相談相手、相談窓口の認知度等を把握している。(生活こども課)
- ・女性相談所において、以下の対応をしている。
 - *配偶者暴力相談支援センター機能を主とした女性相談センターでの「女性相談対応業務」とDV被害者等へ安心安全な生活環境を提供するとともに自立を支援する一時保護所(婦人保護施設併設)での「入所者対応業務」を行っている。
 - *相談時に児童虐待が疑われる場合は市町村児童福祉担当課に相談するよう助言するとともに、県(女性相談所)からも市町村に情報提供し支援を依頼している。
 - *入所にあたり同伴児がいる場合には母親以上に暴力被害の影響を受けている児童も多く見られることから注意深く観察し対応している。
 - *一時保護所退所後は、退所先市町村等と母子について情報共有を図り連携してアフターケアの対応をしている。
 - ・児童相談所において、児童虐待相談に応じており、昨年度の相談件数は、1,799件で、過去最多となっている。このほか、市町村等で実施する児童虐待防止研修の講師として参加したり、就学時検診における児童虐待防止啓発活動等を行っている。また、児童虐待を防止する県のオリジナル子育て講座「ほめて育てるコミュニケーショントレーニング」の動画を作成し、ネットで公開している。さらには、様々な事情から引きこもり等で困難を抱える若者からの相談に応じている。(児童福祉・青少年課)
 - ・小中学校については、市町村教育委員会からの報告により実態を把握している。必要に応じて、警察等の関係機関との連携を図っている。また、高校生を対象とした取組として、今年度は、高校生にとって身近なツールであるLINEを活用した「ぐんま高校生オンライン相談」を例年より3か月程度前倒して実施し、悩みや不安を受け止める相談体制を構築している。5月の相談開始からこれまでに、400件を超える相談が寄せられた。また、スクールカウンセラーを全校・全課程に配置し、教育相談体制を整備している。さらに、スクールカウンセラーを講師とした高校生対象「こころの教育事業」を全校・全課程で実施し、ストレスマネジメント等に関わる講演会や円滑な人間関係づくりのための体験活動を行い、援助希求能力やストレスの対処法を身に付けさせ、いじめの未然防止や自殺予防等に資する取組を行っている。更に、総合教育センターでは、電話相談、来所相談の中で、相談者の不安や心の痛みを受け止めている。必要に応じて関係機関とも連携を図っている。(教育委員会)
- 前橋市：家庭での子供の虐待防止については、各学校で児童生徒の表情や身体の様子について注意深く観察し、発見した場合には要保護児童対策地域協議会を活用し、子育て支援課及び児童相談所と連携を図り対処しています。いじめ対策については、各学校でいじめを許さない環境づくりを行うとともに、「いじめアンケート」を実施したり、日常の学校生活の中で「いじめチェックシート」等を活用したりして、

いじめの早期発見と組織的な対応に努めています。教育委員会としては、各学校に通知やリーフレットを配布するとともに、プラザ相談室やスクールカウンセラーを活用した相談体制の充実に努めています。【青少年課・子育て支援課】

- 高崎市：・いじめSNS電話相談、いじめ防止こども会議などを実施している。【市教委】
- ・令和元年10月に児童虐待対応及び家庭児童相談強化のため、こども救援センターを開設し防止対策に取り組んでいる。具体的には、広く子ども及び家庭に関する相談を受け付けているほか、DVの疑われるケースで、DV担当部署とも連携し、対応している。通告があった際には、原則24時間以内に目視によって子どもの安全を確認した後、指導、相談、支援等を行っている。重篤な案件であると判断した場合には、措置権限を持つ児童相談所または警察につなげることで子どもの安全を確保している。また、要保護児童対策地域協議会等を通して、関係各課及び機関と連携を深め、児童虐待防止に協力して取り組んでおり、その成果として保育園をはじめとする児童福祉施設等からの通告が増加傾向にある。【こども救援センター】
- 桐生市：・子育て相談課：児童虐待、地域づくり課：DV、教育委員会：いじめ・体罰、福祉課：自殺対策等、各担当課が連携をとって取り組んでいる。（子育て支援課）
- ・各校からの報告を受けて、関係機関と連携し対処している。具体的には、教育研究所、児童相談所、子育て相談課、警察署、医療機関等と情報共有を行い、必要に応じて家庭訪問、スクールカウンセラーによる相談、スクールソーシャルワーカーによる支援、ケース会議の開催など行っている。（教育委員会）
- 伊勢崎市：・【人権課】DVに関しては、平成30年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査」の一部で、被害の実態や意識について調査を行った。この調査結果を受け、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村計画を策定し、DV相談事業や予防啓発を実施している。
- ・【子育て支援課】相談制度としては、子ども家庭相談支援センターを設置して、児童虐待をはじめとする各種相談に応じている。実態の把握、救急措置、予防策については、要保護児童対策地域協議会を設置して、関係機関と情報共有を図り適切な対応に努めている。（令和元年度 新規児童相談件数376件うち児童虐待相談件数170件）
 - ・【こども保育課】保育の中で気づいた問題のある児童の実態は各保育施設から逐一報告され、その後市役所内の担当部署や県児童相談所等に情報共有し、適切に相談・対応している。
 - ・【学校教育課】学校は教師と子供、子供同士の好ましい人間関係を土台として、アンケート調査、教育相談、日常の観察などから虐待等の早期発見に努めている。子供だけでなく、保護者からの相談も積極的に受け入れる体制を整備している。
 - ・【生涯学習課】集会所事業の一つとして、親子ビデオシアター（8月）の中で、人権啓発活動推進のため、人権DVDを視聴し、いじめについて親子で学習する場を設定している。毎年、100名程度の参加がある。
- 太田市：・家庭児童相談室での相談や要保護児童対策地域協議会による総合的な対応（こども課）
- ・教職員には教育指導の重点施策として「人権、道徳教育の充実」「生徒指導の充実」を掲げ人権教育といじめの予防や早期発見に取り組んでいる。（教育委員会）

館林市：全ての学校において「学校生活に関するアンケート」を毎月実施し、実態把握と予防に努めています。また、「SOS の出し方教室」を実施しています。

渋川市：・家庭児童相談室：家庭からの相談、学校や児童相談所との連携により、虐待のおそれのある家庭の支援を行っている。

・要保護児童対策地域協議会：関係機関と情報を共有し、チームで対応している。

・民生委員児童委員協議会：日頃の見守り活動や、行政、学校との連携により実態の把握をし、支援が必要な場合には、適切に関係機関へつないでいる。虐待が疑われる場合には市や児相に通告。

・学校教育課：要保護児童対策地域協議会における総合的な対応を行っている。

・市こども課、児童相談所等関係機関と連携し、情報共有を行っている。

・生涯学習課：子どもやその保護者等の相談窓口として、青少年センターでは平日及び土曜日の午後に電話や面接をはじめメール、LINE での相談に応じている。また、相談担当職員を対象とした研修への積極的な参加を呼びかけている。いじめ等については、定期的に関係機関連絡会議を開催し、情報共有をしている。

富岡市：教職員による日常的な観察、いじめに係るアンケートの実施、教育委員会への報告・連絡・相談等により、実態把握を行っている。予防策としては、学校訪問による指導、全教育活動を通じての間接的な指導（心の教育）、いじめ問題対策推進事業への取り組み（いじめ防止宣言・いじめ防止ポスター・いじめ防止子ども会議の開催等）、ゲートキーパーによる講話、生徒指導部会・教育相談部会・いじめ防止委員会等の設置・開催、教育相談に係る校内研修の実施、体罰防止に向けたチェックリストの実施、服務規律委員会の設置などを行っている。相談制度としては、心の教室支援員・SC・SSWの配備、適応指導教室、教育相談センターなどがある。

安中市：・いじめについては、教職員の観察や児童生徒へのアンケート調査等により早期発見に努めている。認知したいじめについては月に1度「月例報告」として市教委へ報告いただいている。先生方は把握した時点で関係児童生徒への聞き取りや、指導、保護者への連絡、教職員間の情報の共有等、いじめの解消、再発防止に向けて対応している。

・家庭環境への働きかけとして市でSSWを任用し学校へ派遣している。

・虐待について学校から報告があった際は、内容を把握し、児童相談所や子ども課へ連絡するよう助言するなど関係機関と連携を図っている。

・児童虐待については、要保護児童対策地域協議会を組織し、情報共有など連携し支援している。

みどり市：県からの通知や、これらの指導に関する内容を学校に周知し、研修するよう伝えている。またこれらの指導についての研修会への学校職員の参加を促し、学校での指導に生かせるようにしている。相談制度について、特に長期休業前後に児童生徒、家庭に周知している。

また、これらの問題に関しては、要保護児童対策地域協議会を定期的で開催し、広く関係者と対応している。

吉岡町：実態把握については、毎月のアンケートや学校での聞き取り調査等による。心配な事案については、学校、教育委員会、子育て支援室、児童相談所との連携の中で、対策を講じていく。

中之条町：児童虐待防止：要保護児童地域対策協議会実務者会議を毎月開催し、児相、警

察、学校、保健、福祉職員による情報連携と支援策を協議している。

南牧村：要保護児童対策地域協議会を定期的を開催し、実態把握を行い、予防策を検討している。

嬭恋村：問題があれば学校、村教委、教育事務所が一体となって問題解決に取り組む

川場村：いじめ防止こども会議の実施、毎月ごとの連絡協議会

板倉町：相談者からの連絡等により随時行っている。実績や内容は個人が特定できる場合があるため記載できません。

大泉町：・児童虐待について：要保護児童対策地域協議会代表者会議年1回、実務者会議年4回実施（こども課）

- ・学校と町担当者が連携して迅速に対応している。いじめ防止については、日常的な観察とともに「学校生活アンケート」を毎月実施し、小さな事案を見逃さないようにしている。自殺防止については、中学校については、中学校において、県教育委員会が作成したプログラムを活用した「SOSの出し方教育」を実施している。（教育指導課）

(b) これらの問題について、関係する職員に対してどのような研修・講習を行っていますか。また、保護者・住民に対してどのような広報・講習を行っていますか。

群馬県：・女性相談所において、以下の対応をしている。

*DV被害者を支援する人のための実務講座及び連携のための相談員研修会を開催するとともに、各機関からの講師依頼に職員を派遣し、啓発に努めている。

- ・研修では、DVと児童虐待の多くは一体化して起きており、DVと児童虐待包括的に捉えDV被害者の支援に当たるよう伝えている。

*児童相談所の児童福祉司や市町村の児童虐待担当職員を対象とした研修会を年3回実施している（児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、調整担当者研修）。また、市町村職員等を対象として、県オリジナル子育ての講座のトレーナー養成研修を行い、各市町村で保護者を対象とした子育て講座が開催できるよう支援している。また、市町村からの要請等により、一般県民向けの児童虐待防止研修の講師として派遣している。また、群馬県子ども・若者支援協議会を設置し、市町村青少年相談担当職員を対象とした研修を行っている。（児童福祉・青少年課）

- ・教職員に対しては、生徒指導担当者を対象とした生徒指導対策協議会や教育相談担当者を対象とした教育相談対策協議会を開催し、指示伝達や講義によりこれらの問題に係る未然防止の取組や迅速かつきめ細かな組織的対応について共通理解を図る取組を実施した。また、高等学校においては学校訪問を実施し、指導主事が教員に対して直接、生徒指導に関するアドバイスをを行った。保護者等に対する周知についても、適切に実施するよう通知や協議会等により指示した。（教育委員会）

・《総合教育センターで実施した教員向け研修》

①基幹研修 ※実施する計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度は中止となった。

*講座名：講義名

幼稚園等新規採用職員研修：乳幼児を中心とした児童虐待の現状と教員の

役割

初任者研修（小・中学校）：いじめ問題の理解と未然防止・初期対応
不登校の理解と未然防止・初期対応 ※

初任者研修（特支）：いじめの理解と未然防止・初期対応 ※

初任者研修（高校）：高校生の発達段階をとらえた生徒指導の在り方
いじめの理解と未然防止・初期対応

不登校の理解と未然防止・初期対応

新規採用養護教員研修：発達段階を踏まえた児童生徒理解

不登校の理解と対応

新規採用学校事務職員研修：生徒指導の基本と児童生徒理解

2年目経験者研修（中学校）：自校のいじめ問題解決に対する取組について

3年目経験者研修（高校・特支）：一人一人に寄り添う生徒指導の在り方 ※

4年目経験者研修（小・中学校）：一人一人に寄り添う生徒指導の在り方 ※

6年目経験者研修（高校・高実）：不登校・いじめへの組織的な対応

中堅教諭等資質向上研修：チームで取り組む不登校の未然防止と初期対応

※

②指定研修

新任幼稚園等園長研修：児童虐待の現状と園の役割 ※

新任校長研修：いじめ防止対策推進法等に基づく学校の対応 ※

新任副校長・教頭研修：いじめ防止対策推進法等に基づく学校の対応 ※

新任生徒指導主事研修：ネットいじめの未然防止及び解決に向けた指導と
対応※

新任学年主任研修：いじめ・不登校の未然防止に向けた具体的取組 ※

③希望研修

いじめ・不登校問題対策研修講座：いじめ・不登校の未然防止に向けた具体的
取組 ※

教育相談初級研修講座：いじめの理解と対応 ※

教育相談中級研修講座：個別の課題を抱える児童生徒への援助・指導

前橋市：校長会議や教頭会議の場を活用し、問題について年間を通して指導しています。
また、各学校の不登校・いじめ対策担当者による会議や生徒指導主任による会議
を開催し、いじめ問題にかかわる研修を実施しています。【青少年課】

高崎市：・いじめ防止担当教諭研修会などを実施している。【市教委】

・県が主催している児童福祉司任用前研修、要保護児童対策調整機関の調整担
当者研修等を毎年受講し、成果をフィードバックしている。また、要保護児童対
策地域協議会として研修会を開催している。保護者、住民に対しては、オレン
ジリボンキャンペーン等を通じて児童虐待防止について啓発している。【こど
も救援センター】

桐生市：・毎年2回研修会や講演会を開催、住民には年2回イベントの中で配布物により
周知、また、事業虐待防止月間で普及啓発活動を実施している。（子育て支援課）
・県教育委員会が主催する研修等に参加し、校内職員に伝達講習するなど資質の
向上を図っている。さらに、児童相談所と連携し、小学校の就学時健康診断の
際に、虐待について保護者に対して講義を行っている。（教育委員会）

伊勢崎市：・【人権課】DVに関しては、市民に対して、啓発グッズの配布やパネル展の実
施などにより啓発を行っている。職員に対しては、男女共同参画研修として

適宜研修を実施している。

- ・【子育て支援課】県が主催する各種研修に参加している。保護者・住民に対しては、広報紙やホームページを活用して周知をしている。児童虐待防止月間（11月）に伊勢崎市役所東館1階 市民ホールや伊勢崎市図書館等においてパネル展示による啓発活動を行っている。
- ・【こども保育課】国や県が実施する保育士研修会に参加し、研修・講習を受けている。
- ・【学校教育課】伊勢崎市教育委員会主催の生徒指導主任会や各校の校内研修において、未然防止の重要性や手立て、早期発見、早期対応のポイントの理解を深められるよう、計画的に研修を行っている。
- ・【生涯学習課】市民を対象とした地区別人権学習会（10月）の中として、子供の人権、女性の人権等についての学習会を実施している。

太田市：幼稚園、保育園長会議及び就学時健診時に保護者へ児童虐待に関する講話を行っている。（こども課）

館林市：生徒指導主事会議や学校人権推進委員会において、各学校で取り組んでいる「いじめ対策」の成果や課題等について学校間で情報交換を行っています。

渋川市：・家庭児童相談室：広報しぶかわにて「児童虐待防止推進月間（毎年11月）」を周知。家庭児童相談員は、県等が行う研修に参加している。

- ・学校教育課：市内全ての各小中学校において、人権教育に視点を当てた、授業および授業研究会を行い、教職員の人権に対する意識の向上を図っている。保護者向けには、人権に関する資料を配付するなど、人権に関する周知を行っている。

富岡市：学校に対して、学校訪問等による説明や指導、県や市教育委員会等が主催する研修会への参加、関係資料の送付などを行っている。

安中市：・市や県、文科省等が主催する虐待やいじめ、自殺に関わる各種研修会に参加したり、学校に研修会・講習会の情報をお伝えしたりしている。保護者へは各種相談機関のリーフレットやカード等を配布し周知を図っている。

- ・児童虐待やひとり親支援など、県で開催する研修にはできる限り参加している。市ホームページには、相談窓口を掲載している。11月の児童虐待防止月間には、広報誌に記事を掲載している。

みどり市：みどり市青少年問題協議会で、児童虐待、いじめ、引きこもり等について話し合いを行った。対策については、引き続き検討中です。

また、前述の要保護児童対策地域協議会で協議会関係者への研修・講習を実施するとともに、市民（保護者向け）には、「ほめて育てるコミュニケーショントレーニング」を実施している。

吉岡町：行っていません。

中之条町：教職員は各種研修や対策マニュアルを活用した校内研修で、保護者へは家庭学級等で実施している。児童虐待防止：リーフレットの配布やポスター、広報誌による啓発を実施している。

南牧村：窓口においてリーフレットを配布。

嬭恋村：広報は特に行っていない

川場村：無回答

板倉町：県の研修会等に参加している。保護者についてパンフレット等の配布を行っている。

- 大泉町：・児童虐待について：町としての研修・講習は実施していないが、県が主催する研修会等に参加。公共施設にポスター掲示、広報やHP、のぼり旗で住民への広報を行っている。（こども課）
- ・各学校においては、様々な事案への適切な対応ができるよう、危機管理マニュアルの共通理解を図ったり、具体的な事例を取り上げた研修を実施している（教育指導課）

10 障がいのある子どもの養育・保育・教育に、どのように取り組んでいますか。

(a) 障がいのある子どもの人権を守るために、どのような施策を行っていますか。その内容と実績を具体的に。

群馬県：子どもの人権を守るため、県では群馬県障害者権利擁護センターを設置し、障害児（者）虐待に関する相談や通報等を受け付けている。また、障害児福祉施設従事者向けの虐待防止研修を毎年実施している。（障害政策課）

前橋市：・障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するために、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、引き続き障害児支援の均霑化（きんてんか）を図ることにより、地域支援体制の構築を図っています。また、医療的ケアを必要とする障害児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を検討しています。【障害福祉課】

- ・各学校において、人権教育を充実するとともに、交流及び共同学習を推進し、差別・変形・虐待等の人権侵害のない共生社会の実現にめざした取り組みを行っています。また、特別支援学級・特別支援学校合同作品展や特別支援学校のセンター的機能を活用した講演会等を実施し、理解啓発に努めています。【総合教育プラザ】

高崎市：・虐待を防止することにより障害児の権利及び利益を守るため、障害児通所施設向けに年1回虐待防止研修を開催している。保育園・幼稚園と連携し、障害児通所施設が適切なサービスを利用者に提供するように指導している。【障害福祉課】

- ・各小・中学校と特別支援学校で交流及び共同学習を実施している。【市教委】

桐生市：・保育施設あてにアンケート調査を実施。障害児保育を行っている施設に対し補助金を交付。（子育て支援課）

- ・日々の教育活動の中で、障害の有無にかかわらず、一人一人を大事にする教育を実践している。（教育委員会）

伊勢崎市：特になし

太田市：・専門的相談窓口として発達相談支援センターを直営で運営し、別に発達相談、医学的相談やペアレントトレーニングなどを実施している。また、園や事業所、医療機関と連携し保護者や子どもが安心して日常生活を過ごせるよう支援を行っている。（こども課）

- ・日常的に「人権週間」を謳って意識付けを行い指導している。（教育委員会）

館林市：無回答

渋川市：・家庭児童相談室：実態を把握し、必要な福祉サービスにつなげ、家庭支援を行

っている。

- ・要保護児童対策地域協議会：情報を共有し、関係機関と連携しチームで対応している。
- ・障害児保育事業：集団保育が可能な障害児を受け入れるため、民間の保育所又は認定こども園が特別に保育者を配置して障害児の保育を実施する事業に対して補助する。
- ・障害児通所支援：障害児が障害児通所施設等へ通所し、日常生活の基本的な動作、知識の習得や集団生活への適応訓練を行う。
- ・民生委員児童委員協議会：児童心理施設、特別支援学校の視察研修、発達障害について座学研修
- ・学校教育課：子どもの状況に合わせて合理的な配慮を行い、子どもにとって居心地のよい温かい学級づくりを行っている。

富岡市：障害の有無に関わらず、日常的に全教育活動を通じて人権教育を推進している。

安中市：障がいのある子どもやその保護者の意向を尊重するとともに、当該児にとって自己の可能性を伸ばし、自立し、社会参加するために最も適する就学先を決定すべく、市教育支援委員会を年3回開催している。また、特別な支援を要する児童生徒の学校生活を補助するための備品購入を行っており、令和元年度には、翻訳機及び補聴器を購入した。また、道徳で障害のある人との関わり方について意見を交流し合ったり、総合的な学習での点字や車いす体験・特別支援学校との交流を行ったりすることで、障害のある人が過ごしやすい社会について考えを深めている。

みどり市：日常生活において、毎日の指導を行うことは当然として、年に一度人権集中学習で扱っている。

吉岡町：特別支援学校就学援助費として、特別支援学校に在学する児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的に援助費の支給している。年額 15,000 円

中之条町：・学校は、町福祉部局と連携し手話教室等を実施し、障がいへの理解を啓発している。

- ・町部局は、障害のある人への理解促進を図るための研修や教室を実施している。

南牧村：富岡圏域の自立支援協議会において研修会を実施し、理解を深める。

嬭恋村：通級指導教室を活用している

川場村：無回答

板倉町：職員が研修に行き園児に対しての指導の仕方や支援の仕方を学び、年齢差や個人差について話し合い、園児に合った指導の仕方を観察しながら実践へ日々取り組んでいる。(園児に対して保育士を個別に配置している)

大泉町：・その子どもの発達や成長を、基準や他児と比較するのではなく、この子ども自身をみて判断していく。子どもの記録、指導法などは、職員間で共有し、管理を徹底する。(こども課)

- ・一人ひとりの特性を把握したうえで指導を行う。互いのよさに気づき、認め合える指導に努めている。(教育指導課)
- ・町関係部署及び関係機関で構成される「大泉町要保護児童対策地域協議会」を定期的に開催し、虐待などが疑われる要保護児童などの情報を共有及び支援を行っている。(福祉課)

(b) 「発達障害」といわれる子どもたちの実態をどのように把握し、どのような支援をしていますか。その内容と実績を具体的に。

- 群馬県：・群馬県発達障害者支援センター、児童相談所ほか庁内各課とも連携し、発達障害児の情報共有や支援策を検討している。具体的な事業としては、県内5保健福祉事務所において、就学前の発達障害児等に対する療育事業を月2回程度実施したり、県内5施設に委託し、週末に集団による専門的な早期療育事業を月1回程度実施している。(障害政策課)
- ・児童相談所において、子ども又はその保護者からの相談等により把握し、来所面接等により助言を行っている。また、児童自立支援施設においても、子どもの特性に合わせた生活支援を行っている。このほか、市町村において実施している乳幼児健診において、発達障害児の早期発見、早期支援に向けた取組を促すため、市町村保健師を対象とした研修を行っている。(児童福祉・青少年課)
- 前橋市：・子育て支援課こども発達支援センターは発達に心配のある児と保護者を対象にしているため、相談時に保護者からの報告がある場合のみ把握しています。支援は、発達相談、あそびの教室等で支援しながら療育を紹介。発達障害のみの実績は出していません。【子育て支援課】
- ・将来の自立や社会参加に向け、学校、家庭、福祉、医療等が必要に応じて連携して多角的に実態を把握し、個々の教育的ニーズを把握しています。個別の教育支援計画や個別の指導計画を策定・作成し、各機関で連携・協働しながら適切な指導支援を行っています。学校内では、校内委員会等を組織し、学校全体で共通理解を図り、指導支援を進めています。【総合教育プラザ】
- 高崎市：・発達に不安のある子どもと保護者や関係機関の職員を総合的にサポートするため、保育所等を対象に年2回行う巡回相談や新1年生や担当教諭を対象に年1回行う小学1年生学校訪問などを実施するほか個別にも相談を受け付けており、乳幼児期から中学校卒業まで一貫した支援を行っている。【こども発達支援センター】
- ・個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、児童生徒それぞれの実態に基づいた指導・支援をしている。【市教委】
- 桐生市：・乳幼児健康審査時の聞き取り等により、早期の発見・支援等が行えるような体制を整えている。(子育て支援課)
- ・各学校に特別支援教育コーディネーター、教育委員会内に相談担当者を置き、実態把握をしている。桐生市教育支援委員会にて、個々への支援方法について話し合っている。(教育委員会)
- 伊勢崎市：・保健分野では、5歳児健康診査等の幼児健康診査を実施して実態の把握に努めている。発達の疑いがある等、支援が必要と判断した場合には医師や心理士による発達相談、作業療法士による個別教室等の事業を紹介するなどの支援をしている。
- ・こども発達支援センターにおいて、有資格者を配置して発達に関する相談に応じるとともに日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練を行っている。
 - ・また、児童相談所等で知的障害と診断され、集団生活に支障のない児童は、各保育施設から障害児の保育が申請され、障害児1人当たり月額37,700

0円や看護師設置月額77,000円を保育施設に給付。障害児個人に対する給付等なし

- 太田市：・保護者からの相談の他に幼児教育・保育施設からの相談や他機関の訪問事業（コンサルテーションやサポート事業）に同行し、子どもの特性の把握に努め、特性に合わせた助言や適切な福祉サービスや医療に繋げている。（こども課）
・新1～2年生は担任が日常的に観察し、言葉の調査や情緒をチェックし、通級指導教室の先生が対応するなどの措置を取っている。（教育委員会）
- 館林市：教育支援委員会等による実態把握とLD・ADHD等通級指導教室への通級支援を行っています。
- 渋川市：・家庭児童相談室：保護者や学校、児童相談所から聞き取りにより把握し、特性に合った福祉サービスにつなげている。
・要保護児童対策地域協議会：情報を共有し、関係機関と連携しチームで対応している。
・民生委員児童委員協議会：日頃の見守り活動、子育てサロン活動、学校との連携により把握。支援が必要な場合には適切に関係機関へつないでいる
・学校教育課：複数の教職員の視点から子どもの実態を把握し、合理的な配慮や、通級指導教室等での支援などを行っている。
- 富岡市：学校の教職員の日常的な観察・校内支援委員会の開催、教育委員会の調査による報告、就学時検診での観察等を通じて実態を把握している。支援については、必要に応じて学校訪問を行う、発達支援教室への通級を促す、日常的な特別な支援についての有効な方法等の情報提供をするなどを行っている。
- 安中市：上記教育支援委員会において各校に在籍する「発達障害」といわれる子どもたちの実態を把握している。また、昨今の当該児童生徒数の増加を鑑み、平成26年と平成28年に発達障害に該当する児童生徒対象の通級指導教室を小中1室ずつ設置した。また、発達支援事業所と連携し、ケース会議を開いて、支援方法を検討するなど、個に応じた支援に努めている。
- みどり市：5歳児健診を実施するほか、家庭児童相談室や障害者担当課、保健担当課の各担当で把握したケースに関して、必要な支援や関係機関につなぐよう対応している。
- 吉岡町：保護者からの調査、学校や保育園からの報告をもとに、教育委員会として保護者との電話相談。必要に応じて保護者、本人との面談を実施し、特別支援学校や特別支援学級への橋渡しをする。
- 中之条町：年に2回開催している中之条町教育支援委員会を中心として子どもの実態を把握し、特性に応じた支援をしている。
- 南牧村：発達障害の研修会を開き対象児童がいる場合には、関係機関につなげられるようにネットワークを構築する。
- 嬭恋村：WISC等知能検査により把握している
- 川場村：就学時にこども園・保健師等より情報提供と保護者からの聞き取りで把握
- 板倉町：乳幼児検診時に発達を確認。事後として発達相談を誘導。
コンサルテーション(保健福祉事務所が職員に対しての技術的支援を行っている)を受け障害のある園児に対しての指導の仕方や具体的な支援の仕方を学び実践している。
- 大泉町：・近年、非常に増加してきた発達障がい児に対しては、いくつかの公的な相談機

関を利用し、園での関わり方や指導方法を教えてもらい、対応している。全職員で情報共有し、いつ、どこでも同じ考え方で関わるようにしている。(こども課)]

- ・保護者や関係機関との情報交換を密に行う。特性に合わせた支援の工夫を行っている。(教育指導課)
- ・町関係部署と連携を取り幼児の検診などの際に対象児童を把握するとともに、随時相談、支援を行っている。(福祉課)

1 1 LGBT など多様な性の問題に、どのように取り組んでいますか。

(a) 学校教育の中でどのように扱われていますか。また、教職員への研修の内容や実績を具体的に。

群馬県：市町村立小・中・特別支援学校の人権教育主任対象の研修等において、LGBTQ等性的少数者について説明を行うとともに、文部科学省通知等に基づいて、該当児童生徒への対応について周知している。また、市町村立小・中・特別支援学校における人権教育の推進・充実を目的にした地区別人権教育研究協議会の中で、性同一性障害をはじめとした性的マイノリティに視点を当てた授業研究及び研究協議を行った。「人権教育推進資料」の中で、人権重要課題である「性的マイノリティの人たち」と学習指導要領の内容等との関連を一覧表にまとめ、学校での活用を促している。県立学校においては、LGBTなど性的少数者の方々の人権を尊重するため、カミングアウト時の対応やカミングアウト後の配慮等について、協議会や学校訪問などにより指導主事が講義等を実施し、教職員の知見や意識を高めている。また、各校においては、例えばスカートだけでなくスラックスの着用を認めるなど、性的少数者の方々が安心して学校生活を送ることができるよう配慮している。

《総合教育センターで実施した教員向け研修》

※実施する計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度は中止となった。

*講座名 (講義名)

新任幼稚園等園長研修 (LGBT等の理解と幼児教育) ※

中堅養護教員資質向上研修 (LGBTを理解する)

中堅教諭資質向上研修(高) (LGBTを理解する) ※

前橋市：教職員への研修については、節目研修、人権教育研修、人権教育授業研修、出前研修等の機会に啓発を行っています。内容としては、性の多様性を認め、尊重すること、カミングアウトできずに悩みを抱えている子がいるかもしれないという視点で、アンテナを高くして子どもに向き合うことの大切さを伝えています。【総合教育プラザ】

高崎市：多様な性の問題については、他の人権問題と同様に重大な問題として扱っている。

また、教職員の人権意識を高めるため、高崎市では、人権教育指導資料を作成して教職員の研修に役立てている。【市教委】

桐生市：各校の実態に応じて、人権教育週間等に研修を実施している。

伊勢崎市：平成27年度に教職員を対象として「性の多様性についての研修」を実施した。

学校では、道徳教育や人権教育の視点から、学校の教育活動を通じて、多様性を尊重する心情や公平、公正な態度の育成に努めている。また、教職員は、

児童生徒の尊厳を尊重し適切に対応するための研修を受講している。

太田市：特になし

館林市：毎年ではないが、社会人権指導者養成講座の中で取り入れている年もあります。
また、平成30年度の教職員人権研修会にて講演会を実施しています。

渋川市：学校教育課：文部科学省等が発行する各種資料を各校に配付し、教職員に周知し、
多様な性に配慮するようにしている。

富岡市：人権教育の重要課題の一つとして各学校で指導している。教職員に対しては、県
が実施している研修会への参加を呼びかけたり関係資料を配付したりしている。
講師を招いて研修を開いている学校もある。

安中市：人権教育全体計画の中に重要課題として位置づけ、年間指導計画に基づいて指導
している。また、教職員対象の研修会のテーマとして取り上げ、講話を聞いたり、
県のリーフレットを使った研修を行ったりしている。

みどり市：日常生活において、毎日の指導を行うことは当然として、年に一度人権集中学
習で扱っている。教職員に対しては、今後人権意識調査を実施する予定であり、
その結果から検収の方向性を探る予定である。

吉岡町：事案が出てきた時点で、生徒指導部会や職員会議で検討。中学女子生徒にスラッ
クスの制服を認めるなどしている。校内研修で講師を招いて講演会を行うなどし
ている。

中之条町：子どもの発達段階に応じ、人権教育の一環として扱っている。

南牧村：平成11年に講師を招聘し研修会を実施。今年度は保健科目の中で学習。

嬭恋村：無回答

川場村：無回答

板倉町：人権学習の一環として取り扱われている。人権担当教職員は、地区別人権研究
協議会研修に参加し各学校に復命している。

大泉町：小中学校の教職員を対象とした研修会（県の人権啓発員を講師として、管理職・
養護教諭対象の理解促進のための研修、並びにLGBT当事者を講師として全教
職員対象の研修会）を実施し、日常の指導に活かしている（教育指導課）

(a) 保護者・住民に対してどのような広報・講習などを行っていますか。

群馬県：・県内当事者団体との連携のもと、講演会を開催しているほか、啓発冊子「L G
B Tってなに？」を作成・配布し啓発を行っている。（生活こども課）
・小学校第5学年の保護者対象資料「みんなの願い」を配布し、保護者の人権意
識の高揚を図っている。また、保護者等に対する相談窓口の周知や学校におけ
る取組の紹介などについて、丁寧に説明し共通理解を図るよう通知や協議会
等により指示している。（教育委員会）

前橋市：学校向け、市民向けの講演会を実施しています。【生活課】

高崎市：他の人権問題と同様に広報・講習を行っている。【市教委】

桐生市：無回答

伊勢崎市：講演会などで人権に関する冊子を配布し、啓発を行っている（冊子では、多く
の人権課題の一つとしてLGBTについても言及している）。また、地区別人
権学習会や集会所事業の人権問題学習講座の中の一つとして、LGBTや多様
な性についての学習会を実施している。

太田市：特になし

館林市：無回答

渋川市：学校教育課：特に行っておりません。

富岡市：無回答

安中市：学校で行った人権教育について、お便りや Web ページで紹介している。

みどり市：H30 年度に LGBT をテーマとした新規採用職員向け研修を実施。その他、研修・講演会・広報等において LGBT 等の問題について取り組むことは今後検討する。

吉岡町：制服については全校配布物で周知している。

中之条町：特に行っていない

南牧村：無回答

嬭恋村：無回答

川場村：人権指導者講習の一部で扱った

板倉町：学校便りなどを使い、学校の人権教育を紹介している。

大泉町：・家庭教育学級において、LGBT 当事者を講師とした講演会を実施した（教育指導課）

・LGBT 当事者を講師とした全町民向けセミナーを開催した（多文化協働課）

12 外国につながるのある子どもの養育・保育・教育に、どのように取り組んでいますか。

(a) この問題の実態把握と対応措置について、その内容と実績を具体的に。

群馬県：・児童相談所において、子どもの養育等に関しての相談があれば、必要に応じ、面接、訪問、一時保護等の対応を行っている。（児童福祉・青少年課）

・子どもの保育については、実施主体が市町村であるため、それぞれの市町村で必要に応じて問題を把握し、対応を行っている。（私学・子育て支援課）

・小中学校の実態については、県として直接把握していないが、市町村と連携を図り、情報収集に努めながら、以下の取組を行っている。（教育委員会）

○外国人の子供等の就学に関する検討会及びワーキンググループを実施し、就学促進対策や、外国人児童生徒の支援のための教材作成、指導者育成のための資料作成、地域のリソースを活かした「包括的支援ネットワーク」の構築等に向けて、詳細な議論を進めている。

○散在地域の外国人児童生徒が在籍する学校を訪問し、日本語指導や学習支援等を行う巡回型日本語指導教員（JLT）5名と、主に学習面を支援する外国人児童生徒学習サポーター3名の配置

○日本語指導特配教員の配置

○日本語指導研究協議会の開催

○帰国・外国人児童生徒等・心理サポーター事業の実施。また、高校における専門的な学習内容の理解に難しさを感じる生徒に対しては、放課後等を活用した指導や個別の学習支援のほか、授業中における複数教員による指導など、個に応じた支援を行っている。

前橋市：外国籍等児童生徒保護者支援事業や日本語巡回指導員を通して、日本語が不自由な保護者や児童生徒に対して支援を行うとともに児童生徒については、日本語力向上を図っています。【学校教育課】

高崎市：帰国児童生徒や外国籍児童生徒の学校生活への適応を図るために、言語指導者を学校からの要請を受けて派遣している。派遣の回数は、原則として1回2時間を

週2回までとしている。なお、令和2年10月1日現在で、言語指導者は19名おり、指導を受けた児童生徒は50名である。【市教委】

桐生市：各学校において、日本語指導担当教員が支援の必要な児童生徒に対して指導を行っている。

伊勢崎市：・【こども保育課】外国籍の児童保護者に対応する際は、多言語翻訳機を使うなど、コミュニケーション不足にならないよう努めている。

・【学校教育課】日本語教室を設置し、在籍学級の担任、日本語教室担当教員、外国籍児童生徒学校生活助手が連携し、児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導ができるよう、保護者の同意を得た上で、特別の教育課程を編成し、下学年の指導内容を含めたきめ細やかな指導を実施している。その際には、本市独自の教材を活用している。

太田市：小学校入学前のサポート（プレクラス）、編入サポート、学校内の国際教室、高校入学進路サポートの4つのサポートを行っている。

館林市：小中学校の各1校における日本語学級への通級支援を行っています。

渋川市：・家庭児童相談室：子どもや保護者が日本語に習熟していないことに起因する困難に対し、支援を行っている。

・要保護児童対策地域協議会：情報を共有し、関係機関と連携しチームで対応している。

・学校教育課：巡回型日本語指導員（JLT）を活用し個に応じた日本語指導を行っている。

富岡市：学籍情報を基に、子どもの状況について学校から聞き取ったり、実際に状況を観察しに訪問したりして実態把握を行っている。市費で支援員を配置したり、県の事業を活用して巡回型の日本語指導教員を配置したりしている。

安中市：・県の事業によりJLT、外国人児童生徒学習サポーターが派遣され、児童生徒の授業支援を行っている。

・職員が文化的背景について理解を深め、子どもが保育園生活に対応できるよう取り組んでいる。

みどり市：無回答

吉岡町：無回答

中之条町：学校で日本語教育を中心に支援するとともに、町として日本語サポート教室を開設している。

南牧村：対象者はいない

嬭恋村：最近日本語を話せない外国籍の児童の転入があった

川場村：無回答

板倉町：・保育：日本語が分からない園児については、保育士が身振り手振り、絵などを描いて伝えている。

・教育：日本語がわからない児童生徒には支援員をつけて対応している。

大泉町：・各園2割程度の園児が在籍しており、日頃の保護者とのコミュニケーションに大変苦慮している。行政との連携をとり、通訳を頼んだり通知文を訳して配布してる。（こども課）

・各学校に「日本語学級」を設置し、通訳のできる日本語指導助手を配置して、日本語指導、学校生活への適応指導、教科指導等を行っている（教育指導課）

(b) この問題に取り組んでいる民間・ボランティア組織などの実態把握と支援措置について

て、その内容と実績を具体的に。

群馬県：外国人支援活動を行っている団体も含め、「NPO・ボランティアサロンぐんま」において、NPO法人等の相談支援を行っている。（県民活動支援・広聴課）

前橋市：前橋市国際交流協会が無料の日本語教室を開設し、外国人のための支援を行っています。【学校教育課】

高崎市：言語指導者を対象とした会議を年2回行っており（今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い1回実施）、担当課と言語指導者、また言語指導者間で情報共有を行っている。支援措置として、言語指導者に対して1回につき4,000円を謝金として支払いをしている。【市教委】

桐生市：特になし

伊勢崎市：週休日に市内小中学校に在籍する外国籍児童生徒を対象とした日本語教室の開催を平成27年度から団体に業務委託している。当該教室で学ぶ児童生徒の指導内容・学習状況等を在籍校の担任教諭や当該教室担当職員及び教育委員会が定期的に情報を共有していることから、当該児童生徒に対して適切で効果的な学習指導が行えており、学習意欲の向上に繋がっている。

太田市：特になし

館林市：無回答

渋川市：無回答

富岡市：無回答

安中市：無回答

みどり市：無回答

吉岡町：無回答

中之条町：個人による日本語教育を実施している方はいるようであるが、詳細な実態把握は行っていない。

南牧村：組織はない

嬭恋村：県で実施しているJLTを活用している

川場村：無回答

板倉町：取り組んでいる組織を把握していない

大泉町：近隣の大学教授の研究に協力し、問題解決のために手立てを模索している。（こども課）

13 子どもの人権や権利が侵害されないよう、どのような仕組みや制度を設けていますか。

(a) 「子どもの人権専門委員」またはこれに準じる委員の仕組みを設けていますか。

群馬県：なし

前橋市：「子どもの人権専門委員」は設けていません。

高崎市：「子どもの人権専門委員」は設けていない。

桐生市：無回答

伊勢崎市：設けていない

太田市：民生委員・児童委員

館林市：無回答

渋川市：人権擁護委員（法務大臣による委嘱）

富岡市：無回答
安中市：無回答
みどり市：無回答
吉岡町：健康子育て課子育て支援室が、その役割を担っていると思われます。
中之条町：設けていない
南牧村：子ども子育て会議を条例により制定。委員10人で組織。
嬭恋村：人権教育推進委員会を設置している
川場村：無回答
板倉町：特に設けていない
大泉町：設けていない

(b) 自治体独自の相談、救済、監視の制度について、その内容や実績を具体的に。

群馬県：・5 (a) 参照 (児童福祉・青少年課)
前橋市：・子育て支援課家庭児童相談係において、あらゆるライフステージにおける子育て相談や家庭相談及び支援に応じられる体制を確立しています。【子育て支援課】
・年間2回特設人権相談を開催しています。【生活課】
・青少年課に設置したいじめ対策室に心理士を配置し「いじめ相談ダイヤル」を中心とした相談体制の充実に努めています。【青少年課】
高崎市：相談専用ダイヤルを設置し、家庭児童相談や虐待通報など24時間対応している。
【こども救援センター】
桐生市：妊娠期から子育て期までの総合窓口の「子育て世代包括支援センター」が子育て相談課にあり、保健師や管理栄養士、保育士、作業療法士など資格と経験のあるスタッフが常駐し、相談業務を行っている。
伊勢崎市：無回答
太田市：独自の制度は特になし。
館林市：無回答
渋川市：人権相談 (月1回)
富岡市：要保護児童対策協議会への学校からの情報提供、児童虐待が疑われる際の児相への通告及びその後の対応
安中市：無回答
みどり市：無回答
吉岡町：町のHPや広報等で、地域で虐待等に気づいたら民生委員や児童委員、子育て支援室への相談を呼びかけている。
中之条町：特になし
南牧村：無回答
嬭恋村：現在のところ実績はない
川場村：無回答
板倉町：特に設けていない
大泉町：なし

1.4 担当されている「子ども施策」に当てられている予算について

(a) 概算で年間どのくらいになりますか。

(b) それは、自治体財政全体に対してどのくらいの割合になりますか。

群馬県：a:約368億円 ※「職員給与」を除く生活こども部の「子ども分野（特別会計を除く）」の令和2年度当初予算額

b:約5% ※令和2年度群馬県一般会計当初予算額のうち、(a)の割合

前橋市：a:様々な所属でそれぞれ業務を担当しており、「子ども施策」としてまとめて計上していないため、回答できません。

高崎市：a:約576億円。民生費（高齢者や障害者、子どもたちへの支援に関わる予算）として

b:一般会計予算に対し、35%程度。

桐生市：a:約55億4千万円（子どもすこやか部のみ）

b:約11.6%

伊勢崎市：a:【子育て支援課】5,631,047,000円（子育て支援課主要事業当初予算）

【こども保育課】7,353,205,667円（こども保育課主要事業当初予算）

【学校教育課】471,069,000円（学校教育課令和2年度予算）

b:令和2年度伊勢崎市一般会計予算歳出合計額74,100,000,000円における上記14(a)合計額13,455,321,667円に対する割合は18.2%となる。

太田市：a:教育費の（当初）予算は、R元年度：10,869,149（千円）、R2年度：11,582,586（千円）

b:R元年度：13.63%、R2年度13.68%

館林市：無回答

渋川市：無回答

富岡市：無回答

安中市：無回答

みどり市：無回答

吉岡町：a:13,000千円

b:0.17%

中之条町：a:1,050,602,000円

b:10.3%

南牧村：a:教育費 給食費免除額1,759,000円

b:無回答

嬭恋村：a:1,202,000千円

b:16.3%

川場村：無回答

板倉町：a:子育て支援係予算額 約4億5千万円

b:約8%

大泉町：a:こども課：児童福祉費と幼稚園費 令和2年度当初予算計2,574,503千円

b:児童福祉費と幼稚園費：約20%

15 「子ども権利条例」や「子ども権利宣言」などについて。

(a) 自治体独自に、「子ども権利条例」や「子ども権利宣言」などを採択されていますか。

群馬県：児童虐待防止条例（仮称）の制定を検討している。（児童福祉・青少年課）

前橋市：採択していません。

高崎市：子どもたち自らがそのすこやかな成長を誓った「たかさきこども憲章」を平成22年2月に制定し、子どもたちを家庭や地域社会全体で支えていくことの決意を表した「こども都市宣言」を平成23年4月に制定している。

桐生市：無回答

伊勢崎市：採択していない

太田市：採択していない。

館林市：無回答

渋川市：無回答

富岡市：無回答

安中市：行っていない

みどり市：無回答

吉岡町：採択しておりません

中之条町：採択していない

南牧村：実施なし

嬭恋村：なし

川場村：無回答

板倉町：特に採択していない

大泉町：採択していない

(b) 子どもの生活実態調査を定期的に、あるいは最近、調査していますか。その内容と実績を具体的に。

群馬県：特になし

前橋市：学校の歯科保健の中で、起床・就寝・食生活などの基本的な生活習慣に関するアンケートを、モデル校1校、1学年に対し実施しています。【総務課】

高崎市：実施していない。

桐生市：・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、平成30年度に実施。（子育て支援課）

- ・各学校にて月1回の生活アンケートを実施し、いじめや虐待等について把握している。（教育委員会）

伊勢崎市：無回答

太田市：・児童虐待等の個別案件を除き、子どもの生活実態調査は定期的には実施していない。（こども課）

- ・文科省の各種実態調査を実施。（人権教育推進状況調査、学習・生活実態調査など）（教育委員会）

館林市：無回答

渋川市：無回答

富岡市：無回答

安中市：行っていない

みどり市：未実施

吉岡町：調査しておりません。

中之条町：調査していない

南牧村：無回答

嬭恋村：スマホの所持、使用状況等生活実態をアンケート調査している

川場村：無回答

板倉町：調査はしていない

大泉町：第1回：平成27年2月実施、第2回：令和元年9月実施

第2回については、高崎健康福祉大学との共同事業として、子どもと保護者にそれぞれ調査を行い、普段の生活や世帯収入による生活の違いなどを把握するために実施している（教育指導課・福祉課）

16 民間組織との連携について

(a) 「子ども施策」の遂行にあたり、民間・ボランティア組織などと協力・連携していますか。その内容と実績を具体的に。

群馬県：医療機関、児童養護施設、里親、母子父子寡婦、青少年関係の団体と連携、当該団体等との意見を踏まえながら施策を立案している。（児童福祉・青少年課）

前橋市：児童文化センターボランティアの会と協力し、子どもの体験的な活動を推進しています。【青少年課】

高崎市：相談専用ダイヤルの一部業務を委託している。

桐生市：無回答

伊勢崎市：NPO団体やボランティア団体などの地域の方々、家庭、学校、行政が高い志と市民性を兼ね備えた人材を育成するために互いに密接に連携・協働している。

太田市：民間組織と地域における協力に関する協定（地域見守り活動）、こども食堂、学習支援

館林市：無回答

渋川市：無回答

富岡市：無回答

安中市：行っていない

みどり市：保育施設や幼稚園、地域子育て支援センター、学童保育所などのほか、療育病院や障害福祉事業所（相談支援専門員を含む）と連携しています。

吉岡町：無回答

中之条町：特になし

南牧村：無回答

嬭恋村：社会福祉協議会との連携

川場村：無回答

板倉町：特に連携はしていない

大泉町：民間との連携なし。ファミリー・サポート・センターをNPOに委託。母親クラブのボランティア活動に協力。（こども課）

(b) 群馬子どもの権利委員会は、県当局や各市町村と力を合わせて活動する用意があります。どのようなことを期待されますか。

群馬県：児童虐待防止、子どもの意見表明権の保障等に関してご意見等があれば、お願いしたい。（児童福祉・青少年課）

前橋市：・子ども一人ひとりが輝けるよう、意思疎通を図り協力できることを期待しています。【生活課】

・子供の権利擁護関係の情報提供【青少年課】

・今回の調査について結果がまとまりましたらご提供いただけるとありがたい。

【障害福祉課】

高崎市：特になし。

桐生市：無回答

伊勢崎市：今回の調査についての結果を提供していただきたい。

太田市：子どもの権利等の推進

館林市：無回答

渋川市：無回答

富岡市：実践事例

安中市：行っていない

みどり市：無回答

吉岡町：無回答

中之条町：特になし

南牧村：無回答

嬭恋村：無回答

川場村：無回答

板倉町：現段階では特に考えておりません。

大泉町：・誰もが参加しやすいよう広報活動に力をいれてほしい。子どもの情操教育のために、文化・芸能を身近なものに感じるイベントの開催をしてほしい（こども課）

・子どもの権利を守るために学校が日常的に意識して取り組むべきことについての情報提供（教育指導課）

以上

※ 新型コロナウイルス感染症拡大という状況下で極めてご多忙の中、多岐にわたるアンケート調査にご協力くださり誠にありがとうございました。